○農林水産省告示第千十四号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十六年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

1	農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
	農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
	農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	AGCO A4・2	214003	〃
〃		AGCO A5・2	214004	〃
〃		VALTRA T888MP1F	214005	中西商事株式会社
〃		ニューホランド CS46／IC	214006	日本ニューホランド株式会社
〃		ニューホランド SLTV23	214007	〃
〃		ジョンディア CG701	214008	ヤンマー株式会社
〃		ジョンディア CG703	214009	〃
〃		ジョンディア CG705	214010	〃
〃		ジョンディア CG710	214011	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第千十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県十和田市大字洞内字梅山一の二、一の二五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　青森県三戸郡新郷村大字戸来字字姥二二の一、二二の三、二二の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市立石字石ケ内山一三四七の一、一三四七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町北野字上岡九五の三、九五の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上岡九五の三・九五の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

○国土交通省告示第七百四十三号

女満別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

(2)　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　女満別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　女満別空港内　北海道網走郡大空町

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年七月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町本郷一七六八の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）